

大洲市都市計画道路の見直し方針

平成 23 年 8 月

大 洲 市

目 次

はじめに.....	1
1. 見直しの背景.....	2
2. 見直しの目的.....	2
3. 長期未着手都市計画道路の抱える課題.....	5
4. 大洲市の都市計画道路の現状	6
5. 見直しの検討手順	10
6. 見直し対象路線の抽出.....	11
7. 見直し検討結果の総括.....	12

はじめに

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のことであり、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。

その中でも、都市施設である都市計画道路は、都市の将来像を誘導するとともに、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために定めるもので、その整備には長期間を要することから、その実現に向け一定の継続性が要請されるものであることを前提に、長期的な視点から都市計画に定めてきた。

しかし、現在決定されている都市計画道路網は、人口の増加、都市の高度成長を前提とされたものが多く、近年の人口減少や超高齢社会の進行、経済の低成長、市街地の拡大の収束等の社会経済情勢の変化を踏まえると、目指すべき都市の将来像と必ずしも合致していないものが存在している可能性がある。

本来、長期にわたり事業が行われていない都市計画道路の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまではあまりにも慎重すぎたきらいもあり、今後は、現在の社会経済情勢の変化を踏まえた上で、都市全体又は影響する地域全体の都市計画道路網を検討し、必要性が変化しつつある路線については、必要性の変更理由を明らかにした上で見直しを行うことが求められている。

このような背景をもとに、大洲市では、整備の見通しが立っていない都市計画道路の見直しを行い、今後の良好な都市形成に寄与する道路網について再検討した。見直しにおいては、「大洲市都市計画道路網の見直し検討委員会」を設置し、多面的、多角的に路線の必要性について評価・検証して、見直し方針（案）の作成した後、パブリックコメントにより市民の意向を確認し、見直し方針としたものである。

1. 見直しの背景

人口減少、超高齢社会の進行^{※1}、経済の低成長や財政状況の悪化、市町村合併による行政区域の変化^{※2}、市街地の拡大傾向の収束及び中心市街地の空洞化、環境負荷の増大等の社会経済情勢の変化により、目指すべき都市の将来像に変化が生じつつあることから、これらに対応したまちづくりが求められている。

※1 ●人口減少、超高齢社会の進行

- ・愛媛県の人口は、ピーク時の約 153 万人（昭和 61 年）から約 143 万人（平成 21 年）に減少。（ピーク時の約 93.5%）
- ・大洲市の人口は、昭和 30 年以降ピーク時の約 7.8 万人（昭和 30 年）から約 4.8 万人（平成 22 年）に減少。（昭和 30 年以降ピーク時の約 61.5%）
- ・愛媛県の老年人口の割合は、平成 42 年には 35%以上にまで増加すると予測。

※2 ●市町村合併による行政区域の変化

- ・愛媛県においては、平成 14 年度末時点の 70 市町村から平成 22 年末時点の 20 市町に再編。
- ・平成 17 年 1 月に大洲市・長浜町・肱川町・河辺村が合併して新大洲市が誕生。

2. 見直しの目的

整備の見通しが立っていない都市計画道路^{※3}について、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、必要性、実現性等の総合的な再評価を実施し、「存続」「変更」「廃止」の見直しを行うことにより、目指すべき都市の将来像に沿った道路網の構築を図るとともに、行政としての説明責任を果たすことを目的とする。

①都市計画道路の必要性の再評価

- ・都市計画基礎調査等の結果を踏まえ、社会経済情勢の変化により、都市計画道路の必要性に変化が生じていないかどうかの再評価を実施する。

②目指すべき都市の将来像に沿った道路網の構築

- ・都市計画道路の必要性、事業化の実現性、土地利用の状況等を総合的に評価し、「存続」「変更」「廃止」の方向性を定め、見直しを行うことにより、目指すべき都市の将来像に沿った道路網の構築を図る。

③行政としての説明責任

- ・都市計画道路の見直し方針を明確にし、住民に適切な情報提供を行うことにより、行政としての説明責任を果たすとともに、住民に身近で、より信頼される計画とする必要がある。

※3 ●都市計画道路

都市計画道路は、「都市の基盤的施設」として都市計画法に基づく都市計画決定による道路である。

都市における道路には、交通機能、空間機能、市街地形成機能があり、これらの機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するように都市計画道路を計画することが必要である。

表1 都市内道路の機能

機能の区分		内容	
①交通機能	通行機能	人や物資の移動の通行空間としての機能（トラフィック機能）	
	沿道利用機能	沿道の土地利用のための出入、自動車の駐停車、貨物の積降ろし等の沿道サービス機能（アクセス機能）	
②空間機能	都市環境機能	景観、日照、相隣等の都市環境保全のための機能	
	都市防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難経路や救援活動のための通路としての機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	収容空間	公共交通のための導入空間	地下鉄、都市モノレール、新交通システム、路面電車、バス等の公共交通を導入するための空間
		供給処理、通信情報施設の空間	上水道、下水道、ガス、電気、電話、CATV、都市廃棄物処理管路等の都市における供給処理および通信情報施設のための空間
道路付属物のための空間		電話ボックス、電柱、交通信号、案内板、ストリートファニチャー等のための空間	
③市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格として都市の主軸を形成するとともに、その発展方向や土地利用の方向を規定する	
	街区形成機能	一定規模の宅地を区画する街区を形成する	
	生活空間	人々が集い、遊び、語らう日常生活のコミュニティ空間	

出典：都市計画マニュアルⅡ都市施設・公園緑地編 P27

表2 都市計画道路の分類と機能

道路の区分		道路の機能等
自動車専用道路		都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
幹線街路	主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入する交通や都市内の重要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
	都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路である。
区画街路		街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路である。
特殊街路		自動車交通以外の特殊な交通の用に供する次の道路である。 ア．専ら歩行者、宇電車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 イ．専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 ウ．主として路面電車の交通の用に供する道路

出典：都市計画マニュアルⅡ都市施設・公園緑地編 P28

表3 道路法による道路の区分

区分	管理者	機能、指定の基準等
高速自動車国道	国土交通省	自動車の交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有すもの
一般国道	国土交通省	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一に該当する路線で、政令でその路線を指定したもの（以下略）
都道府県道	都道府県	地方的な幹線道路網を形成し、かつ、次の号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したもの（以下略）
市町村道	市町村	市町村の区域に存する道路で、市町村長がその路線を認定したもの

注) 高速自動車国道の機能等は高速道路法第4条による。他は道路法第5条、第7条、第8条による。

出典：都市計画マニュアルⅡ都市施設・公園緑地編 P28

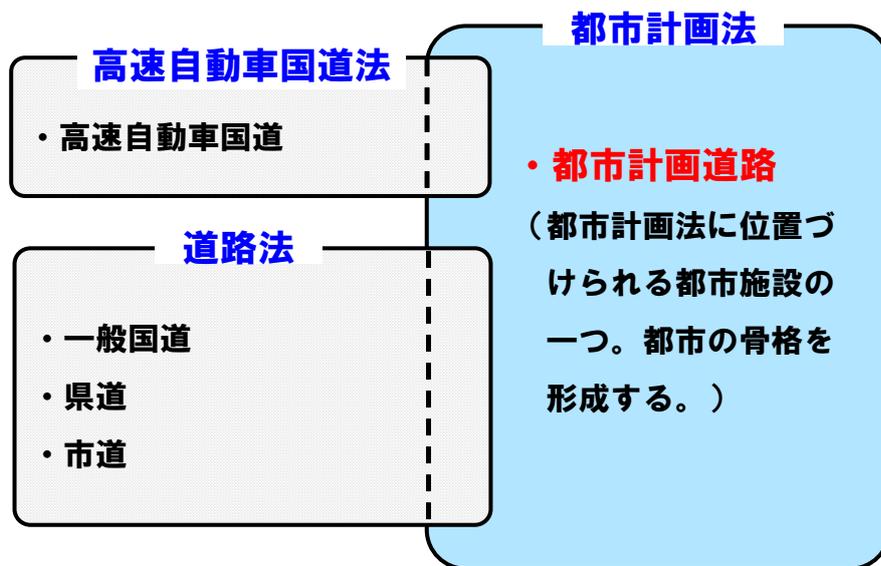


図1 都市計画道路の位置づけ

3. 長期未着手都市計画道路の抱える課題

都市計画道路は、都市計画法第 53 条に基づき建築制限^{※4}を行っていることから、これが長期間になると、有効な土地利用や地権者の将来生活設計にも支障が生じていることも考えられるとともに、都市計画に対する信頼性の失墜の原因となる可能性がある。

※4 ●都市計画法第 53 条

- ・都市計画道路を含む都市計画施設等の区域内における建築物の建築の制限は、都市計画として決定される計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するために行われるものである。都市計画施設の区域内に建築を行う場合は、県知事の許可が必要となる。許可される建築物としては、概ね①2階建て以下で、地階を有しないこと、②構造（建築基準法第 2 条第 5 号でいう主要構造部）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造であること、などとなっている。

①長期にわたる建築制限

将来の都市施設整備の円滑な施行を確保するため、都市計画施設の区域内においては、都市計画法第 53 条により建築制限を課している。この建築制限は、当該土地の権利者が公共の福祉のために受忍すべき社会的拘束に基づくもので財産権に本来内在する制約であるとされている。しかし、都市計画決定後長期間を経過し、事業実施時期が明確になっていないことにより、将来の土地利用計画、土地の有効利用及び地域の活性化が阻害されている可能性があるとともに、地権者にとっても将来の生活設計を行うにあたり支障をきたしていることも考えられる。

②都市計画の信頼性の失墜

都市施設は長期的視点からその必要性が位置付けられてきたものであるが、計画的な整備を前提として都市計画決定を行っているにもかかわらず、具体的な整備計画も無く長期にわたり未着手が続くと、都市計画道路区域内における建築制限の合理性が欠如するとともに、都市計画の信頼性を損なう原因となる可能性もある。

4. 大洲市の都市計画道路の現状

県内の都市計画道路の整備状況は、平成19年3月末現在、路線数357路線、計画延長約731kmが決定されており、改良済延長は約368kmで改良率は約50.3%となっている。

大洲市においては、路線数12路線、計画延長約15.7kmが決定されており、改良済延長は約12.2km、改良率は約78.1%となっている。

表4 県内の都市計画道路の現況

都市計画区域名	都市名	計画決定		改良済		改良率(%)
		路線数	延長(km)	路線数	延長(km)	
松山広域	松山市	63	168.58	46	104.95	62.3
	伊予市	10	16.41	8	6.45	39.3
	東温市	3	11.31	3	11.31	100.0
	松前町	1	4.01	1	4.01	100.0
	砥部町	1	5.03	1	4.32	85.8
今治広域	今治市	73	119.64	65	76.66	64.1
東予広域	新居浜市	28	104.03	22	50.04	48.1
	西条市	27	100.40	17	39.37	39.2
四国中央	四国中央市	31	52.80	16	18.27	34.6
菊間	今治市	1	0.30	1	0.30	100.0
大洲	大洲市	9	13.42	8	11.41	85.0
長浜	大洲市	3	2.25	3	0.83	36.8
八幡浜	八幡浜市	17	15.12	9	3.86	25.5
内子	内子町	4	5.98	2	1.55	25.9
保内	八幡浜市	7	8.37	1	0.74	8.8
三瓶	西予市	11	10.00	4	3.25	32.5
宇和	西予市	10	14.66	5	5.09	34.7
野村	西予市	5	5.09	1	2.00	39.3
広見	鬼北町	8	6.31	0	0.00	0.0
南予レクリエーション	宇和島市	53	62.43	37	23.16	37.1
都市計画区域外	西予市・宇和島市	2	5.16	0	0.00	0.0
総計(実路線計)		357		244		
総計		367	731.30	250	367.57	50.3

出典：愛媛県都市計画道路見直しガイドライン 平成19年3月末現在

※平成21年1月に長浜都市計画区域は、大洲都市計画区域へ統合された。

表5 大洲市の都市計画道路の現況

・大洲地域

路線番号			街路名称	計画決定						改良 済 延長	概成 済 延長	道路名
区分	規模	番号		起点	終点	幅員(m)	延長 (m)	決定年月 日	告示番号			
1	4	8	北只東大洲線	北只	東大洲	20.5	6,330	S55. 4. 4	県告第 499 号 県告第 1,069 号	6,330		国道 56号 大洲道路
				ただし、 柚木	柚木	20.5~	660	S60. 8. 20				
				菅田町	富士	57.0	680					
				富士	市木	20.5~	370					
				市木	東大洲	57.0	1,000					
						20.0	3,620					
		21.0~										
		66.0										
		20.5~										
		46.0										
3	4	5	大洲停車場南線	中村字飛窪	田口字ショウザン	16	420	S55. 3. 28 S59. 8. 10	県告第 332 号 県告第 1,011 号	420		(市)大洲停車場南線
3	4	9	若宮東大洲線	若宮新町三区	東大洲	16	770	S28. 6. 19 S30. 11. 25 S55. 3. 28 H11. 6. 11	建告第 1,092 号 建告第 1,360 号 県告第 331 号 県告第 832 号	570		(市)田口徳森線
3	5	4	伊予大洲停車場 線	中村字飛窪 なお、 大洲市中村地区に大洲駅前広場約 2,500m ² を設け る	若宮新町三区	15	280	H11. 6. 11	県告第 833 号	280		(一)伊予大洲停車場線
3	5	6	若宮慶雲寺線	田口字ショウザン	五郎字長楽寺	12	770	S28. 6. 19 S30. 11. 25 S45. 11. 24 S55. 3. 28 H 5. 2. 23	建告第 1,092 号 建告第 1,360 号 市告第 26 号 市告第 28 号 県告第 256 号	770		(市)若宮慶雲寺 線 (主)長浜中村線
3	5	7	若宮天満線	若宮字ヤシキ	東大洲	12	720	S55. 3. 28 H 5. 2. 26	市告第 28 号 市告第 10 号	480		(市)大洲 6号線
3	6	1	大洲徳森線	大洲字山根 ただし、 起点より約 500mを隔たる地 点 脇川橋 大洲駅前徳森線との交差点	若宮 起点より約 640mを隔たる地 点	11	2,450	S28. 6. 19 S30. 11. 25 S34. 7. 16 S55. 3. 28 H 5. 2. 23	建告第 1,092 号 建告第 1,360 号 建告第 1,283 号 県告第 331 号 県告第 255 号	2,214	236	(駅前 交差 点付 近) 国道 56号
3	6	2	片原町鉄砲町線	大洲字片原町	大洲字鉄砲町	11	710	S28. 6. 19 S55. 4. 15	建告第 1,092 号 市告第 38 号	0	220	(一)大洲保内線 (市役 所前 交差 点~ 拵形 交差 点)
3	6	3	片原町本久線	大洲字片原町 ただし、 亀山橋	柚木字本久	11	970	S28. 6. 19 S55. 4. 15	建告第 1,092 号 市告第 38 号	348	300	(市役 所前 交差 点~ あさ もや 付近) 国道 441号
計			9路線				13,420			11,412	756	

・長浜地域

路線番号			街路名称	計画決定						改良 済 延長	概成 済 延長	道路名
区分	規模	番号		起点	終点	幅員(m)	延長 (m)	決定年月 日	告示番号			
II	3	1	長浜港港町線	長浜海岸通	長浜港町	11	38	S25. 3. 31	建告第 355 号	38	0	国道 378号
II	3	2	長浜港仁久線	長浜浜通町	長浜町仁久	11	1,600	S25. 3. 31	建告第 355 号	820	0	(市)港町 9号線 (市)港町 6号線 国道 378号 (市)横町寺町線 (市)駒手町線 (主)大洲長浜線
II	3	3	紺屋町松原線	長浜紺屋町	長浜松原通	11	609	S25. 3. 31	建告第 355 号	140	0	(市)本町紺屋町 線 (市)大黒町末広町 線
計			3路線				2,247			998	0	

平成 22 年 3 月末現在

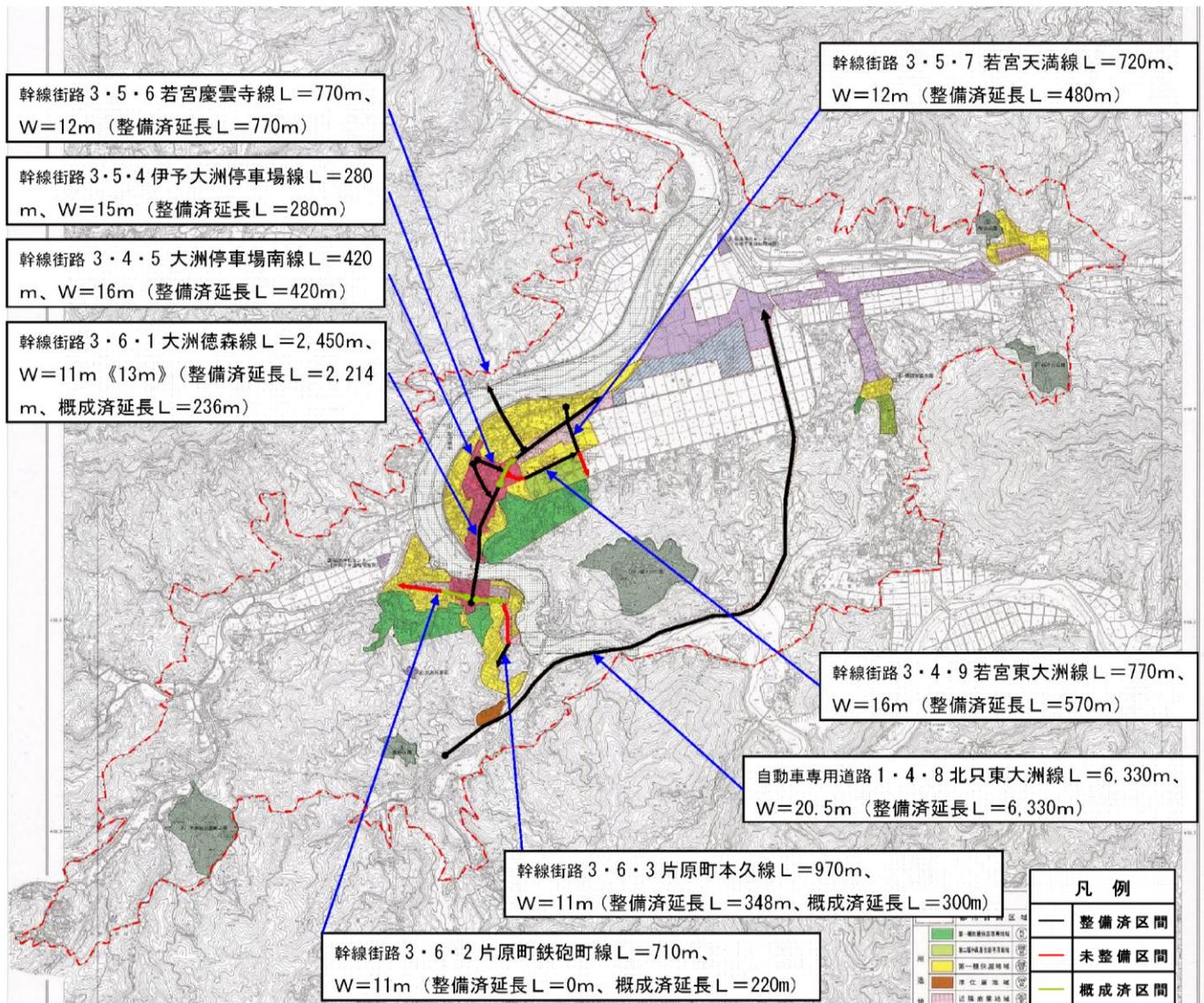


図2 大洲地域の都市計画道路整備状況 平成22年3月現在

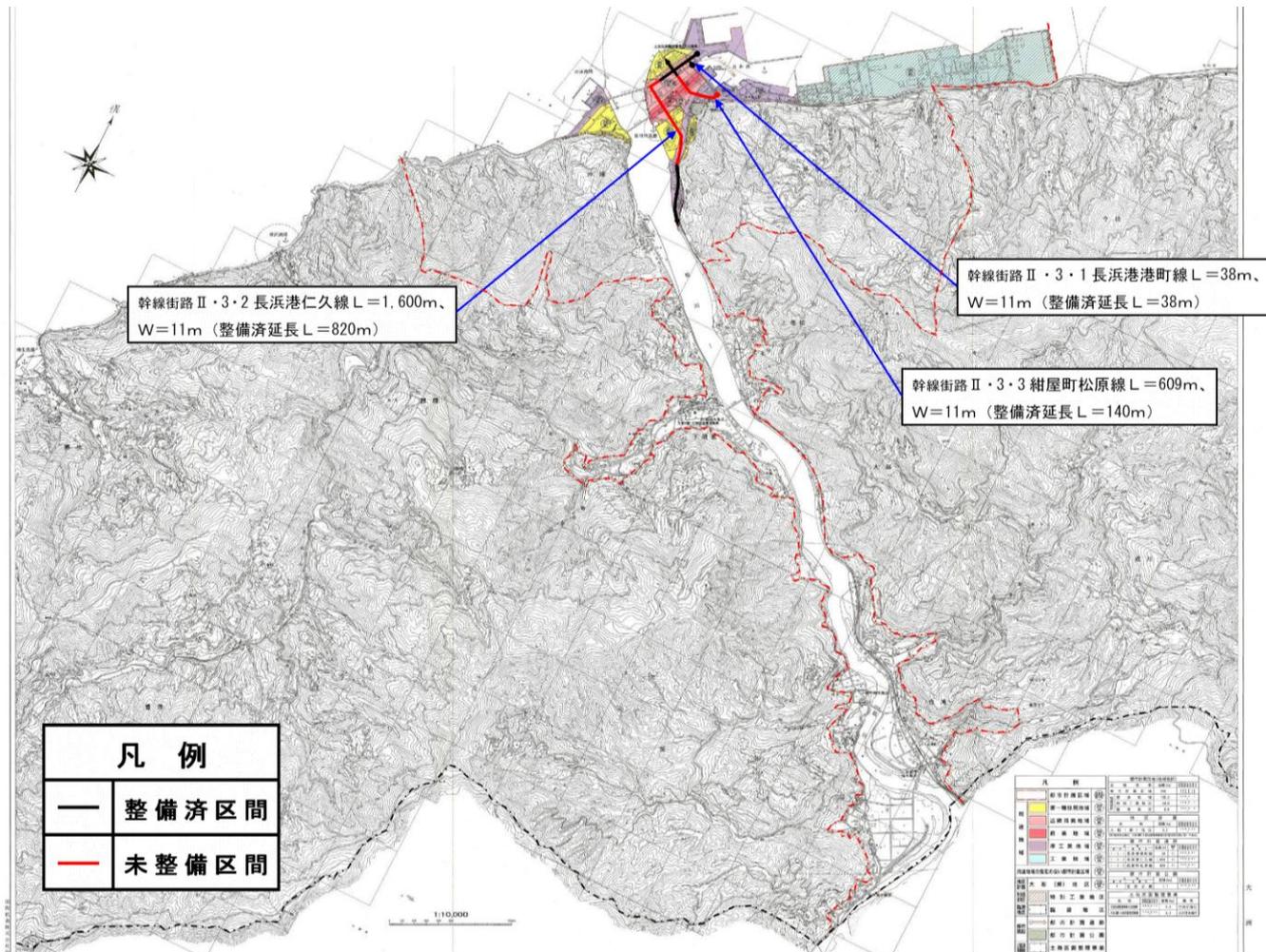


図3 長浜地域の都市計画道路整備状況 平成22年3月現在

5. 見直しの検討手順

都市計画道路の見直し検討は、以下のフロー（図4）により行い、見直し対象路線の「存続」「変更」「廃止」の方針を決定する。

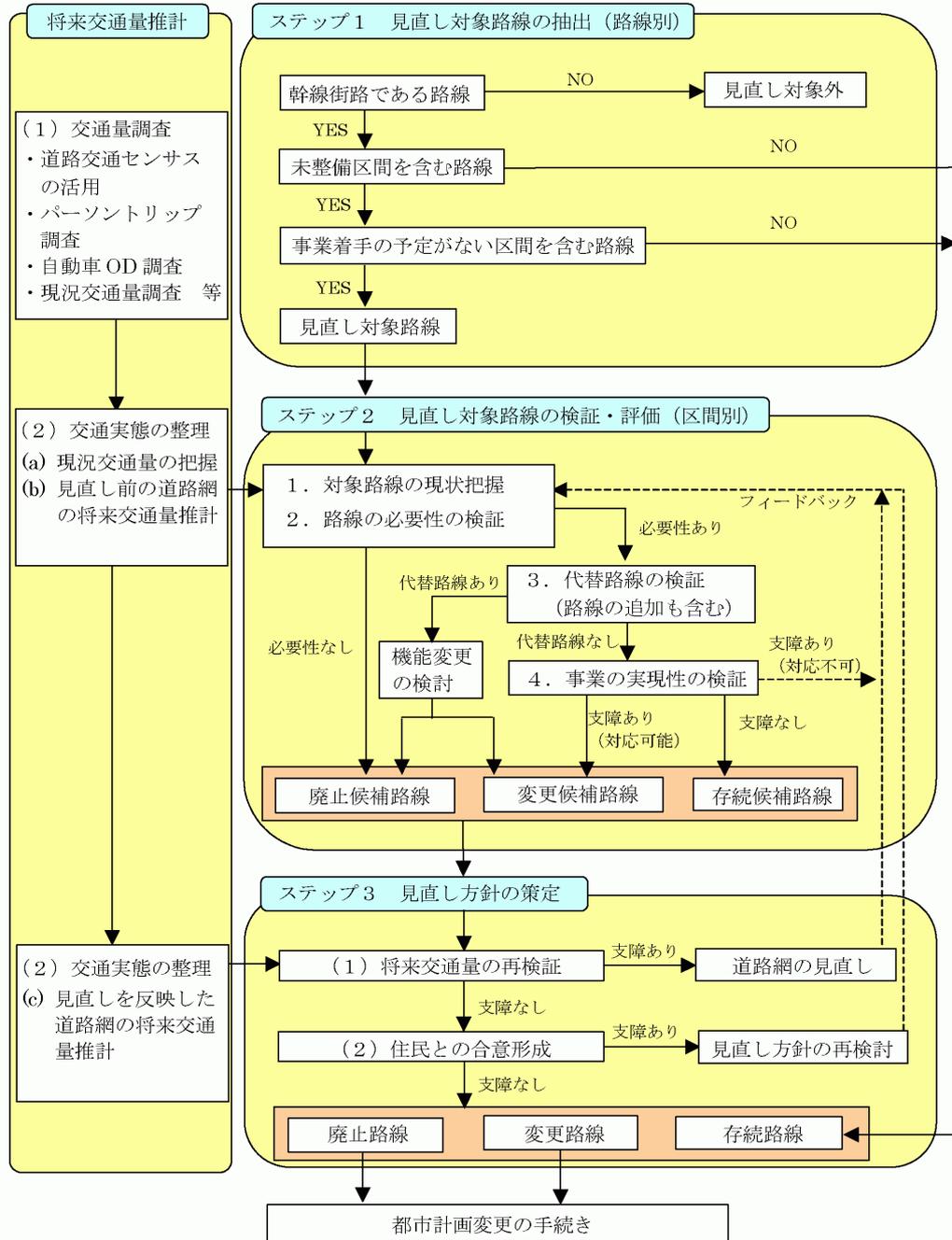


図4 見直し検討手順

6. 見直し対象路線の抽出

見直し対象路線は、次の全ての条件に該当する路線とする。

- ◆道路種別：都市計画道路のうち幹線街路である路線
- ◆整備状況：未整備区間を含む路線
- ◆事業予定：事業化されておらず今後も事業着手の予定がない路線

表6 大洲地域の見直し対象路線の抽出

番号	路線名	見直し対象路線の抽出条件			見直し対象判定
		幹線街路	未整備区間を含む	事業着手予定なし	
3・6・1	大洲徳森線	○	×	— (概成済)	—
3・6・2	片原町鉄砲町線	○	○	○	見直し対象
3・6・3	片原町本久線	○	○	○	見直し対象
3・5・4	伊予大洲停車場線	○	×	— (整備済)	—
3・4・5	大洲停車場南線	○	×	— (整備済)	—
3・5・6	若宮慶雲寺線	○	×	— (整備済)	—
3・5・7	若宮天満線	○	○	○	見直し対象
1・4・8	北只東大洲線	× (自動車専用道路)	×	— (整備済)	—
3・4・9	若宮東大洲線	○	○	○	見直し対象
見直し対象路線数					4路線

表7 長浜地域の見直し対象路線の抽出

番号	路線名	見直し対象路線の抽出条件			見直し対象判定
		幹線街路	未整備区間を含む	事業着手予定なし	
Ⅱ・3・1	長浜港港町線	○	×	— (整備済)	—
Ⅱ・3・2	長浜港仁久線	○	○	○(一部施工中)	見直し対象
Ⅱ・3・3	紺屋町松原線	○	○	○	見直し対象
見直し対象路線数					2路線

見直し対象路線の抽出条件により、大洲地域4路線、長浜地域2路線を見直し対象路線とする。

【大洲地域】	【長浜地域】
3・6・2 片原町鉄砲町線	Ⅱ・3・2 長浜港仁久線
3・6・3 片原町本久線	Ⅱ・3・3 紺屋町松原線
3・5・7 若宮天満線	
3・4・9 若宮東大洲線	

7. 見直し検討結果の総括

見直し対象路線については、見直し検討手順に従って検討を行い、路線の見直し方針を作成した。結果を以下に示す。

表8 「都市計画道路の見直し対象6路線」の見直し方針

通し 番号	路線番号 ・路線名	区間	見直し対象路線の検証・評価の判定	見直し方針
1	3・6・2 片原町 鉄砲町線	①	存続候補路線⇒ 再検討（幅員変更）	当面存続させるが、路線全体の事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。
		②	存続候補路線⇒ 再検討（ルート及び幅員変更）	当面存続させるが、現ルートで存続することには課題が多いため、今後愛媛県と協議を重ね、県道大洲保内線へのルート変更を含め、課題解消に向けて検討していく。
2	3・6・3 片原町 本久線	①	存続候補路線⇒ 再検討（幅員変更）	当面存続させるが、事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。 (併せて車線数の表示)
		②	廃止候補路線	肱南ICと中心部を結ぶ機能が主であり、区画街路区間については整備済みであることから、区間①の変更に併せて廃止する。
3	3・5・7 若宮天満線	②	存続候補路線	現都市計画決定どおり、計画を存続する。
4	3・4・9 若宮 東大洲線	①	存続候補路線⇒ 再検討（ルート変更）	東大洲地区の発展等に大きく寄与するため、存続路線とする。ただし、大規模工作物（四国電力変電所）の影響が多大で、整備に課題を残しているとともに、早期国道56号への接続要望が高いことから、路線の再検討が必要と判断する。今後関係機関協議等を行い、ルート変更などを含めて、早期供用を目指す必要がある。
5	Ⅱ・3・2 長浜港 仁久線	全区間	廃止候補路線	幹線街路の機能は、国道378号と主要地方道大洲長浜線の整備により、低くなっていると判断する。都市形成機能としては、現道幅員を活かすことで果たすことが出来ると判断する。したがって当該都市計画道路は廃止とし、今後は市道整備として隅切りや狭窄部の改良を図ることとする。ただし、長浜大橋に続く長浜本町通りは、新たな都市計画道路の指定も視野に歩行機能の向上を目指したシンボルロードの整備を検討するものとする。
6	Ⅱ・3・3 紺屋町 松原線	全区間	廃止候補路線	現在は国道378号が幹線街路としての機能を果たしており、当該路線は生活道路としての機能を担う路線となっている。まちづくりを含め、現道をどのように活用していくかが今後の課題であるため、現在の都市計画道路の幹線街路としては廃止とする。

見直し方針 位置図 (大洲 肱南地区)

3・6・2片原町鉄砲町線

区間	内容
<区間①>	当面存続させるが、路線全体の事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。
<区間②>	当面存続させるが、現ルートで存続することには課題が多いため、今後愛媛県と協議を重ね、県道大洲保内線へのルート変更を含め、課題解消に向けて検討していく。

凡 例	
	都市計画道路 (再検討)
	都市計画道路 (廃止)
	都市計画道路 (存続)
	国 道
	主要地方道
	一般県道

3・6・3片原町本久線

区間	内容
<区間①>	当面存続させるが、事業化の目処が立った時点で、道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行う。
<区間②>	肱南ICと中心部を結ぶ機能が主であり、区画街路区間については整備済みであることから、区間①の変更に併せて廃止する。

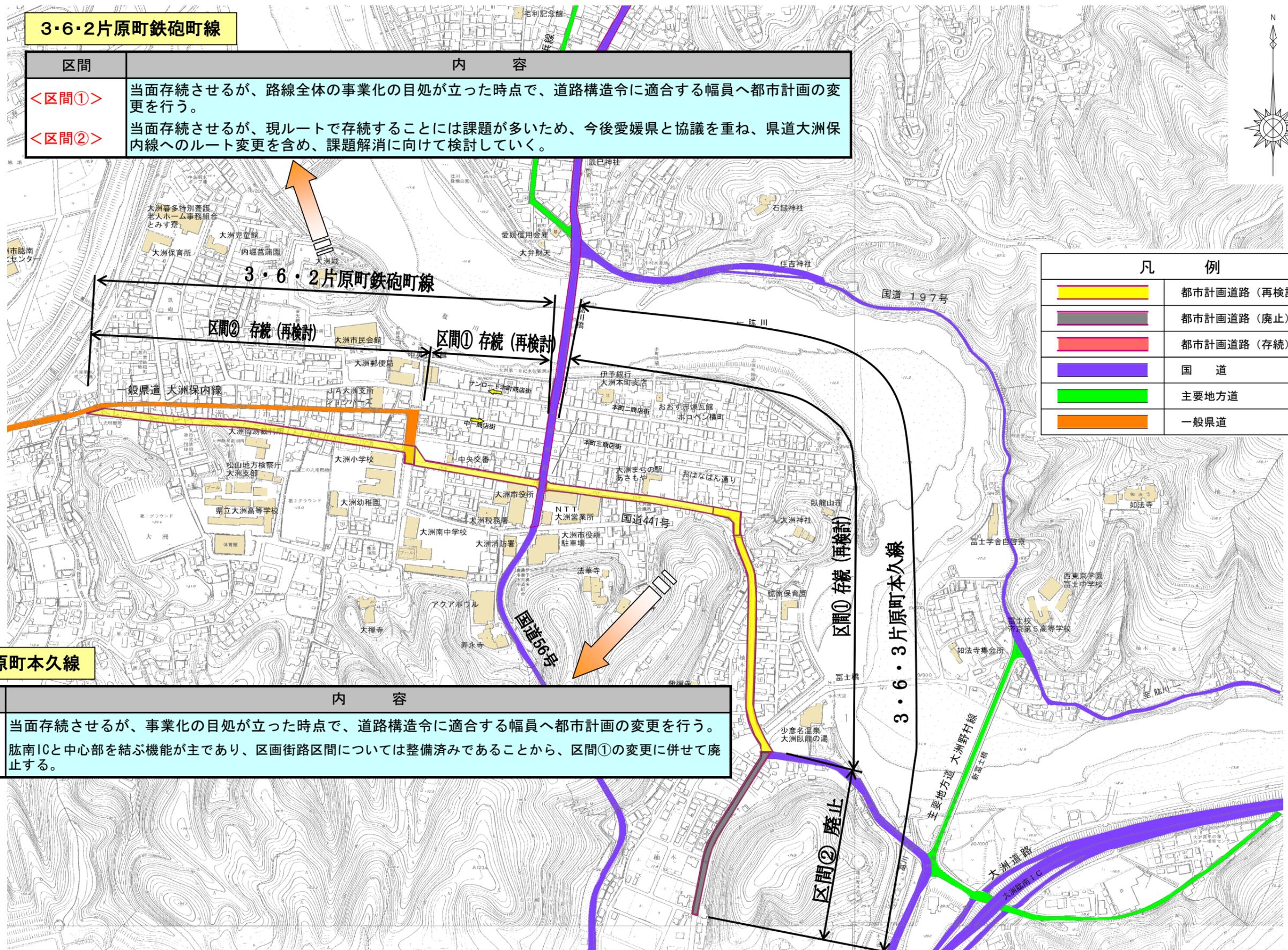
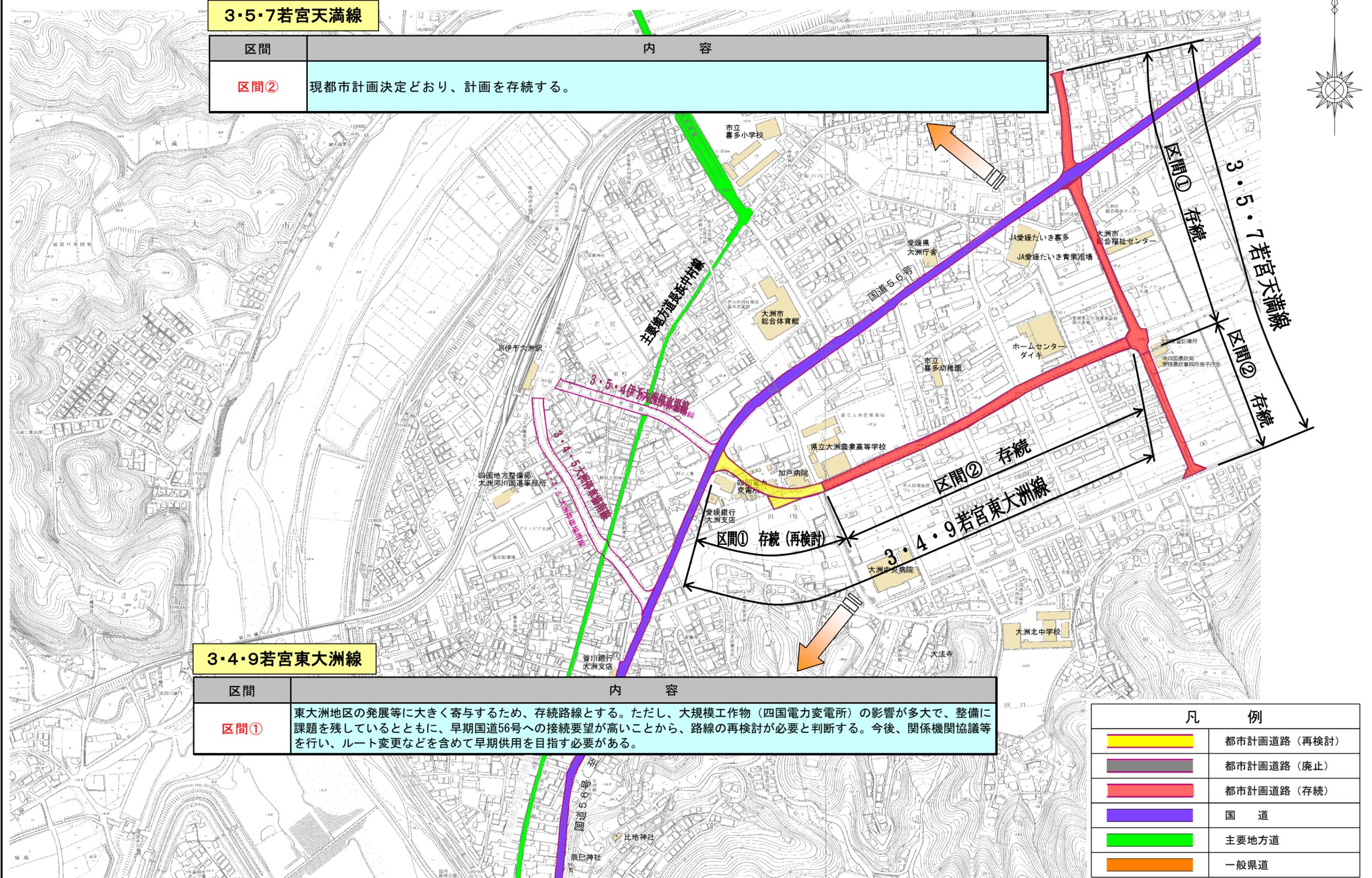


図5 見直し方針位置図 (大洲 肱南地区)

見直し方針 位置図（大洲 肱北地区）



3・5・7若宮天満線

区間	内容
区間②	現都市計画決定どおり、計画を存続する。

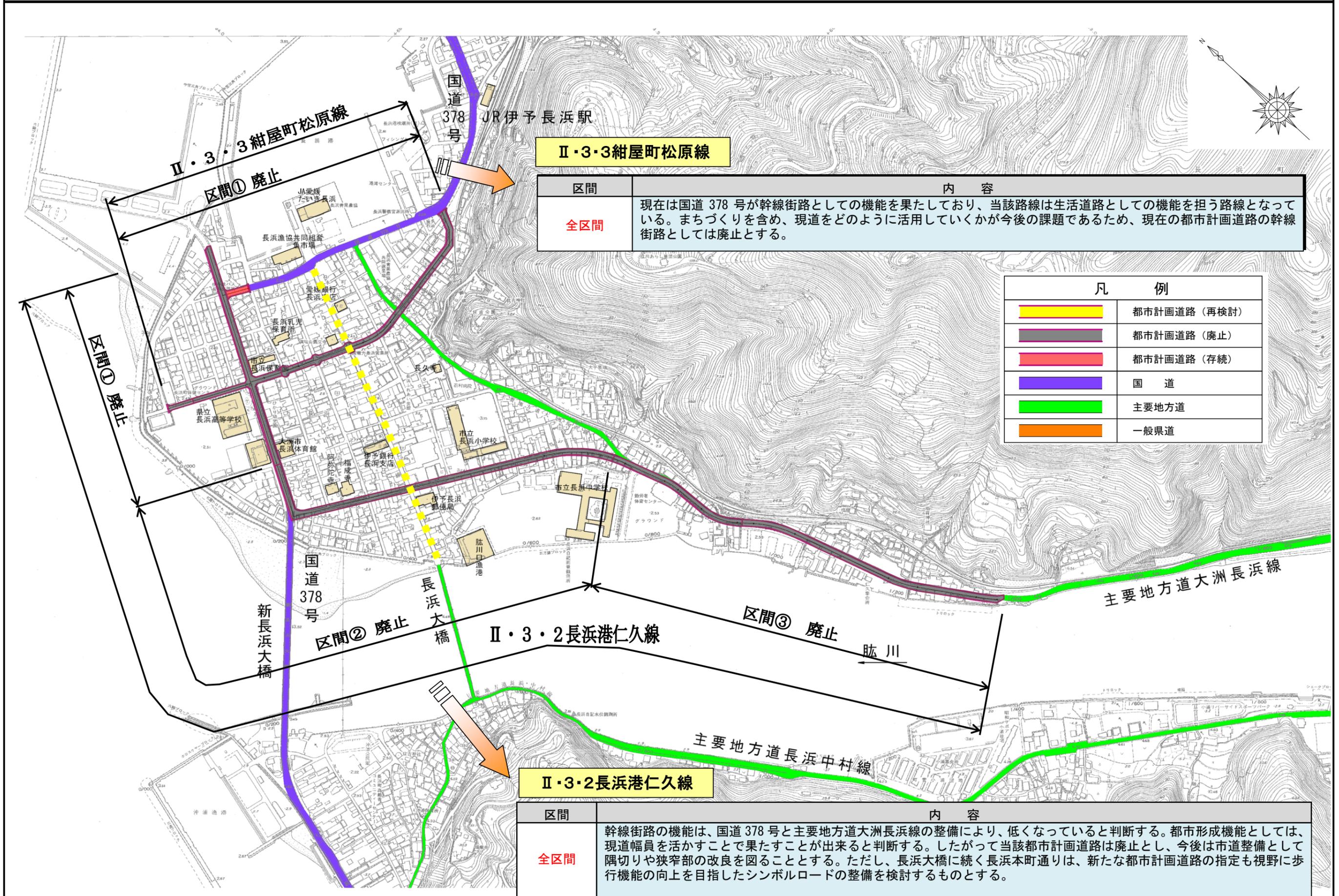
3・4・9若宮東大洲線

区間	内容
区間①	東大洲地区の発展等に大きく寄与するため、存続路線とする。ただし、大規模工作物（四国電力変電所）の影響が多大で、整備に課題を残しているとともに、早期国道56号への接続要望が高いことから、路線の再検討が必要と判断する。今後、関係機関協議等を行い、ルート変更などを含めて早期供用を目指す必要がある。

凡 例	
	都市計画道路（再検討）
	都市計画道路（廃止）
	都市計画道路（存続）
	国 道
	主要地方道
	一般県道

図6 見直し方針位置図（大洲 肱北地区）

見直し方針 位置図（長浜地区）



II・3・3 紺屋町松原線

区間	内容
全区間	現在は国道 378 号が幹線街路としての機能を果たしており、当該路線は生活道路としての機能を担う路線となっている。まちづくりを含め、現道をどのように活用していくかが今後の課題であるため、現在の都市計画道路の幹線街路としては廃止とする。

凡 例	
	都市計画道路（再検討）
	都市計画道路（廃止）
	都市計画道路（存続）
	国 道
	主要地方道
	一般県道

II・3・2 長浜港仁久線

区間	内容
全区間	幹線街路の機能は、国道 378 号と主要地方道大洲長浜線の整備により、低くなっていると判断する。都市形成機能としては、現道幅員を活かすことで果たすことができると判断する。したがって当該都市計画道路は廃止とし、今後は市道整備として隅切りや狭窄部の改良を図ることとする。ただし、長浜大橋に続く長浜本町通りは、新たな都市計画道路の指定も視野に歩行機能の向上を目指したシンボルロードの整備を検討するものとする。

図7 見直し方針位置図（長浜地区）